

保護者の皆様へ

学校給食費についての大切なお知らせです

輪島市では、令和3年度から全ての市立小学校・中学校の学校給食費を、**公会計化**（※）します。

※ 「公会計」とは、今まで学校で管理していた学校給食費を輪島市の歳入予算・歳出予算に計上し、輪島市が学校給食費を徴収（集め）し、学校給食費（食材費）を支出（支払）する方式です。

1. 「学校給食提供申込書」を提出してください。

この「学校給食提供申込書（以下「申込書」という。）」は、輪島市が保護者の皆様からの申込みにより、学校給食を提供することを約するために必要な書類で、学校給食の提供を受けるためには必ず提出が必要です。

この申込書により、輪島市はお子様に対して「学校給食を提供すること。」を、保護者の皆様は、輪島市に対して「学校給食費を支払うこと。」をそれぞれが合意（約束）するものです。

本説明書「学校給食費についての大切なお知らせです」と「学校給食費の公会計化についてのQ & A」をお読みの上、記入・提出してください。

就学援助の認定を受けている保護者も申込書を提出する必要がありますが、学校給食費の支払は必要ありません。

お子様が食物アレルギー等の理由により、学校給食の一部しか提供を受けない場合であっても、必ず提出してください。

この学校給食申込書は、お子様が輪島市立小中学校に在籍している期間有効となります。市外へ転出することにより、学校給食が必要でなくなる場合は、別に「学校給食提供停止届」を提出していただくことになります。

児童・生徒 1 人につき、それぞれ 1 枚記入し、通学先の学校へ提出してください。

2. 学校給食費について

（1）学校給食費 1 食当たりの額（単価）

学校区分	学校給食費 1 食当たりの額（単価）
小学校	280円
中学校	320円

※上記金額は令和3年度の全学校統一の単価です。単価は改定する場合がありますが、その際は改めて、事前に皆様へお知らせいたします。

（２）１年度間に納付する金額（年間学校給食費）

年間学校給食費は、（１）の単価に、４月から３月までの学校給食実施回数（以下、「年間学校給食実施回数」という。）をかけて算出した額です。

年間 200 回学校給食を実施した場合の年間学校給食費（基本額）は次のようになります。

・小学校 1 食 280 円×200 回＝56,000 円 ・中学校 1 食 320 円×200 回＝64,000 円

年間学校給食実施回数は、学校や学年ごとに異なりますので、予定回数 200 回（日）をかけて算出した額を基本額として、４月から翌年 1 月までの 10 回は定額を納めていただき、2 月に学校給食を実施した回数により、納付額の調整を行います。（学校集金と併せて納付される場合です。児童手当からの天引きで納付される場合は、6 月と 10 月の 2 回は定額を納めていただき、2 月に調整を行います。）

学校給食は 3 月 24 日の終業式の日まで実施しますので、2 月の納付額の調整以降に、臨時休校などで学校給食実施回数が減り、学校給食費の返金が生じた場合は、翌年度 5 月期の（児童手当からの天引きの場合は 6 月期）納期限で調整します。原則返金はありません。

ただし、児童生徒が卒業などで翌年度に在籍しないときは、返金します。

3. 学校給食費の納付方法と納付額

（１）納付方法

①学校集金（学校納付金）と併せて納付（口座振替・現金納付）

通学先の学校に、学年集金（学校納付金）と併せて口座振替や現金で納付してください。この納付方法は令和 3 年度限りです。令和 4 年度からは口座振替を予定しています。

②児童手当からの天引き

児童手当の受給者である保護者の皆様からの申出により、学校給食費を児童手当から天引きして納付することができます。この納付方法では、口座振替のように納期限や口座残高を気にすることがなく、納付し忘れる心配がありません。

ア. 児童手当からの天引きを希望する際の手続きについて

「学校給食提供申込書」の下欄「児童手当等に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」に記入し、提出してください。注意事項は次のとおりです。

- a 天引きは、「撤回申出書」の提出により、いつでもやめることができます。
- b 年度の途中から、天引きを始めることもできます。
- c 事務処理の都合上、次のとおり申出書の提出締切日を設けています。
 - ・天引きを始めたいとき → 児童手当支給月（6 月、10 月、2 月）の前月の 15 日※
 - ・天引きをやめたいとき → 児童手当支給月（6 月、10 月、2 月）の前月の 15 日※※15 日が土日祝日の場合は、翌平日を提出締切日とします。
- d 天引きを始めたいときや、天引きをやめたいときは通学先の学校、市教育委員会教育総務課、市福祉課のいずれかまでご連絡ください。

イ. 次に掲げる方は児童手当からの天引きはできませんので、「①学校集金と併せて納付」を選択してください。

- a 児童手当が職場から支給される公務員の方
- b 輪島市以外の市町村から児童手当を受給されている方
- c 児童手当を受給されていない方

(2) 納期限及び納付額

納付方法		①学校集金と併せて納付 (口座振替・現金納付)			②児童手当からの天引き		
納期	月	納付額		納期限(注1) (振替日)	納付額		納期限(注1) (振込日)
		小学校	中学校		小学校	中学校 (注2)	
1	4	5,000 円	5,800 円	4 月 22 日	—	—	
2	5	5,000 円	5,800 円	5 月 22 日	—	—	
3	6	5,000 円	5,800 円	6 月 22 日	18,600 円	21,300 円	6 月 15 日
4	7	5,000 円	5,800 円	7 月 22 日	—	—	
5	8	5,000 円	5,800 円	8 月 22 日 (注3)	—	—	
6	9	5,000 円	5,800 円	9 月 22 日	—	—	
7	10	5,000 円	5,800 円	10 月 22 日	18,600 円	21,300 円	10 月 15 日
8	11	5,000 円	5,800 円	11 月 22 日	—	—	
9	12	5,000 円	5,800 円	12 月 22 日	—	—	
10	1	5,000 円	5,800 円	1 月 22 日	—	—	
11	2 (注4)	6,000 円 調整額	6,000 円 調整額	2 月 22 日	18,800 円 調整額	21,400 円 調整額	2 月 15 日
合計		56,000 円	64,000 円		56,000 円	64,000 円	

(注1) 納期限について

- ・22 日が土日祝日等の場合は、翌平日が納期限となります。
- ・児童手当からの天引きの場合は、児童手当の支給日（振込日）が納期限となります。

(注2) 児童手当の支給額が、学校給食費の天引き額を下回る場合（中学生の月額支給/1 人が 5,000 円の方）は、不足分（4,000 円）を 2 月に納付書にてお支払いいただくことになりますので、学校集金に併せて納付（口座振替）を選択されることを考慮下さい。

(注3) 現金納付の方は、8 月の登校日が納期限になります。

(注4) 2 月の納付額は、年間学校給食費（3 月までの学校給食実施予定回数によるもの）から 4 月から 1 月までに納付すべき金額の合計額を差し引いた額となります。学校・学年により額が異なりますので、毎年 2 月上旬に皆様へお知らせする予定です。年間学校給食実施回数は通常、200 回を下回ると予想されます。

4 学校給食費の減額・返金

次の（１）から（３）に該当する場合は、学校給食費を減額又は返金します。以下次表を参考にしてください。

（１）次に該当する場合は、それぞれ届出が必要ですので、通学先の学校に次の書類を提出してください。

減額・返金することができる場合	減額・返金の内容	提出書類
① 輪島市外の学校に転校する場合や長期間の入院などにより学校給食の提供を停止する場合	学校給食を停止する日以降の学校給食費を減額又は返金します。（注）	学校給食提供停止届
② 病気や事故などにより、学校給食を実施する日において、学校給食の提供を受けない日が <u>連続して6日以上</u> となる場合（結果的に連続して6日以上となった場合も含みます）	学校給食の提供を受けない日数分の学校給食費を減額又は返金します。（注）	学校給食欠食届
③ 食物アレルギー等により、学校給食の食材の一部（飲用牛乳、パン、米飯、飲用牛乳以外の全ての給食）の提供を受けない場合	提供を受けない食材の費用に応じ、学校給食費を減額又は返金します。ただし、この対応は健康上の理由等によるものを対象とし、嗜好による一部停止は認めていません。 届の提出前に必ず学校に御相談ください。	学校給食食材一部停止届

（注）①と②の場合は、届の提出日によって、減額又は返金する金額が変わります。

- ・学校給食を停止する日や欠食する日の初日が属する日の前月10日までに提出すると、提供を受けない日数分全ての学校給食費を減額又は返金します。
- ・学校給食を停止する日や欠食する日の初日が属する日の前月10日を過ぎてから提出すると、食材発注の都合上、提供を受けない日数から5日分を差し引いた日数分の学校給食費を減額又は返金します。

（２）次に該当する場合は、欠食する日が属する月の前月10日までに届の提出があった場合のみ、学校給食費を減額又は返金しますので、通学先の学校に欠食届を提出してください。

返金することができる場合	減額・返金の内容	提出書類
① 通院等の特別な事情を理由として、定期的に学校給食の提供を受けない日がある場合	学校給食の提供を受けない日数分の学校給食費を減額又は返金します。	学校給食欠食届

（３）次に該当する場合は、学校給食費を減額又は返金します。特に届出は不要です。

減額・返金する場合	減額・返金の内容
① 学校・学級閉鎖等により学校給食を実施しなかった場合	学校給食を実施しなかった日数分の学校給食費を減額します。
② 学校長が <u>不登校</u> と認めた児童生徒が、 <u>ひと月のうち</u> 、学校給食を実施する日において、給食の提供を受けない日が <u>6日以上</u> ある場合（連続でなくともよい）	6日目以上の学校給食費を返金します。 ※ただし、学校給食停止届を提出し、学校給食を停止している場合、停止期間の提供を受けない日数は返金の対象から除きます。

5. 学校給食費に対する就学援助制度

経済的な理由でお困りの方のために、輪島市立小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、「就学援助制度」があります。学校給食費もその対象です。新年度から学校給食費の全額を対象として援助します。援助の内容や申請手続きについては、通学先の学校又は市教育委員会教育総務課までお問合せください。認定を受けている場合、新年度から学校給食そのものを現物給付しますので、学校給食費の支払は発生しません。

【学校給食費公会計化についてのお問い合わせ先】

輪島市教育委員会教育総務課

電話 0768-23-1171 ファックス : 0768-23-1199 メールアドレス : kyouiku@city.wajima.lg.jp